



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 60, 2025 年 6 月～7 月)



※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社の公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2025 年 6 月～7 月）

内容

A: 米 NAIC、AI に対する州ベースの規制を禁止する連邦法案に懸念を表明（6 月 4 日）	3
B: 豪 APRA、生命保険商品の保険料の設定にかかる調査結果を公表（6 月 5 日）	3
C: EIOPA、投資性保険商品の調査を実施（6 月 17 日）	5
D: EIOPA、2025 年上半期の金融安定レポートを公表（6 月 19 日）	6
E: FSB、ノンバンク商業用不動産投資家の脆弱性にかかるレポートを公表（6 月 19 日）	8
F: IAIS、2025 年上半期のグローバル保険市場レポートを公表（6 月 26 日）	9
G: ESAs、ESG ストレス・テストにかかるガイドライン（案）を公表（6 月 27 日）	11
H: EIOPA、生物多様性リスクの管理にかかるレポートを公表（6 月 30 日）	12
I: IAIS、AI の監督にかかる適用文書を公表（7 月 2 日）	13

A: 米 NAIC、AI に対する州ベースの規制を禁止する連邦法案に懸念を表明（6 月 4 日）

- 全米保険監督官協会（NAIC）は、今後10年間にわたってAIにかかる州別の規制を設けることを禁止する内容を含む、上院で審議中の法案「1つの大きく美しい法案（One Big Beautiful Bill）」に対して懸念を表明するレターを公表した。同レターの主な内容は以下のとおり。
 - 各州の保険監督当局は、提案されているAIのモラトリウムが意図せざる結果をもたらすことを懸念している。一つには、AIが過度に広く定義されていることから、モラトリウムが、先進的な機械学習システムのみならず、保険会社が日常の業務で使用している既存の分析ツールやソフトウェアを用いる広範な業務プロセスにも適用されることとなれば、保険監督当局がそれらの領域における新たなリスクに対応することを妨げるものとなり得る。
 - また、モラトリウムは、モデルをレビューし、保険市場の公正性と透明性を確保し、徴収される保険料が消費者にとって不適切もしくは過度なものでないことを確保するために保険監督当局が用いている十分に構築されたプロセスを阻害し得る。保険会社は、保険料の設定、保険の引受、保険金支払い請求の審査において先進的な分析ツールを利用しており、保険監督当局は、不公平で差別的な取扱いから消費者を守るための厳格な監督上のレビューのプロセスを構築している。こうした監督当局の監督を制限することは、保険契約者の保護を弱体化させ、また、保険会社のAIの利用に対する保険監督者の監督機能を制約するものとなり得る。
 - 加えて、州の規制に対する連邦の優位性を認めることは、州別の保険規制から大きく乖離するものとなる。連邦政府によるモラトリウムは、不確実性を生じさせ得るものであり、リスクの増大、重要なビジネス上の意思決定の遅延等によって、保険市場を弱体化させる可能性がある。
 - NAICは2023年、保険会社に対して文書化されたAIのガバナンス・プログラムを実践することを求めるモデル法（Model Bulletin）を採択しており、また、半数以上の州が、当該モデル法もしくは類似するガイダンスを採択している状況にある。
 - 以上より、NAICと州の保険監督当局は、上院に対して、州によるAIの規制を10年間禁止することを課す条文を棄却する、もしくは、AIの州ベースの規制を明示的に除外することを求める。
- なお、AIに対する州別の規制を禁止する当該条項は、7月1日、上院において99対1で否決された。

インプリケーション：上院において当該条項が棄却されたことは、少なくとも、保険契約者の保護の観点からは妥当なものであったと考えることができる。今後も、一部の企業の利益に資するものとならず、イノベーションと金融規制（消費者の保護等を含む。）の適切なバランスが確保される形でAIを含む新たな技術にかかる規制のあり方について検討が行われることが期待される。

（参考）NAIC ‘NAIC Letter to Senate Urging Removal of AI Moratorium in Reconciliation’

B: 豪 APRA、生命保険商品の保険料の設定にかかる調査結果を公表（6 月 5 日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）と連名で、生命保険会社の保険料率の設定の実務にかかるレビューの結果を公表した。当該レビューにおける主な発見事項等は以下のとおり。

背景	• オーストラリア国民は、2024年12月時点において、ファイナンシャル・アドバイザーを通じて契約した個人向けの生命保険に約94億豪ドルの保険料を支払っている。個人向けの生命保険の平均年間保険料は、物価水準の変動への対応、高齢化、基礎的な保険料率の上昇によ
----	--

	て、過去5年間に大きく上昇している。 ASICとAPRAは、特に、平準払いの保険契約について保険料が上昇していることを認識しており、2022年には、生命保険会社に対して、過去の保険料の引上げや募集資料をレビューし、また、商品の設計における改善点について検討することを要請したところである。その後、2023年12月には、その要請に対する対応の状況をレビューしており、今回のレビューはそれに続くものと位置づけられる。
生命保険会社の対応状況	- 募集と開示 - 監督上の期待：生命保険会社は、保険の販売時および販売後において、保険料の計算やそれが保険契約に与える影響をより良く説明すべきである。 - 現状： ◇ 保険料が上昇していると苦情を述べる消費者の中には、保険料は不変であると誤解をしている者もいる。保険商品の「平準払い」などという名称は誤解を与えるものであり、現在では、すべての保険会社は、「変動保険料（variable premium）」や「年齢変動ステップ保険料（variable age-stepped premium）」という名称を用いなければならないこととなっている。 ◇ その他、生命保険会社は、保険料が不変であるとの誤解を生じさせないよう、募集資料を改訂し、また、将来の保険料の推移を示すなどの対応を行っているほか、契約者とのコミュニケーションを密に行うようになっている。 - 商品の設計 - 監督上の期待：生命保険会社は、消費者のニーズを理解することを含め、商品ガバナンスを改善すべきである。保険料は、保険会社が負担するリスクに見合ったものであるべきである。 - 現状： ◇ 生命保険会社は、平準払いの保険商品が長期にわたって保有されるよう設計されるべきであることを認識している。ほとんどの生命保険会社は、ターゲットとする市場の消費者に向けた説明書類（target market determinations：TMDs）において、保険料のストラクチャーを主要な特性として記述し、また、保険料と目的やニーズが一貫していることを説明するなど、当該書類の内容を都度アップデートしている。 ◇ いくつかの保険会社は、保険料を固定する期間やより平準的な保険料といったオプションなどのカスタマイズできる選択肢を提供することによって、保険料の競争力と安定性のバランスを確保することを試みている。
今後の取組み	生命保険会社は、消費者のニーズを満たす商品を提供し、また、商品のライフサイクルを通じて、合理的な程度の安定性を提供する保険料を設定すべきである。また、生命保険会社は、保険料の潜在的な変動について、明確に情報を提供すべきである。

	ASICとAPRAは、生命保険業界がこうした商品設計上の課題に対応することを慫慂する。
--	---

インプリケーション：保険料率の設定と消費者に対する説明の適切性を確保することは、商品ガバナンスの根幹である。保険会社にとっては引き続き対応が求められる領域であると考えられる。

（参考）APRA ‘ASIC and APRA provide update on review of life insurance premium practices’

C: EIOPA、投資性保険商品の調査を実施（6月17日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、保険ベースの投資商品（Insurance-Based Investment Products：IBIPs）の覆面調査（mystery shopping exercise）を実施し、その結果を公表した。同調査における主な発見事項等は以下のとおり。

背景と目的	- EIOPAは2020年1月、消費者向けの金融商品やサービスについて、市場における透明性、簡潔性、公正性を促進することを目的として、欧州連合（EU）において覆面調査活動を行うマンデートを与えられた。 - 本調査の目的は、顧客体験を高めるとともに、消費者のニーズを満たす商品に対する理解を促進すること。
調査の観点	- 販売者は、消費者のニーズを理解するため、十分な質問を行っているか。 - 販売者は、消費者に対して透明かつタイムリーな開示を行うことなどによって、消費者がIBIPsに関連するコストとリスクを十分に理解することを確保しているか。 - 販売者は、消費者のニーズや目的と合致した商品を推奨（offer）しているか。
調査の概要	- 対象国：8か国 - 対象保険会社：総保険料収入ベースで少なくともマーケット全体の35%を占める数の保険会社と対象とした。各国について、少なくとも2つの異なる販売チャネルが選択された。 - 対象事例：568の販売事例（うち、454事例が有効。）。
主な発見事項	- 販売者は、多くの場合（often）、関連する情報を顧客に提供しているものの、開示、透明性および助言の観点で改善を要するものがある。それには、以下のものを含む。 - 販売者は、一般的に、顧客の投資のタイムホライズン（一定期間保有できる能力など）を評価しているものの、リスクの許容度や早期解約時の損失の負担、サステナビリティの選好など、その他の主要な目的やニーズについて、それほどシステマティックに評価していない。（ただし、サステナビリティの選好やより広範な投資の目的の評価が常に求められる訳ではないことには留意が必要である。） - 販売者は、多くの場合、投資のゴールや要件について確認するものの、その確認の程度や質問の種類は異なっている。 - 対象事例のうち36%の顧客は主要な情報文書（Key Information Document：KID）を受領しており、サステナビリティの選好を持つ18%の顧客はサステナビリティ情報を受領している。他方で、これらの開示や情報の提供の多くは、商品の推奨のプロセスで

	確認できたものであり、販売が完了した後はどうであったかを判断できるものではない。 - 推奨された商品の多くは、顧客のニーズと合致するものであり、そのうち84%の商品は、事前に特定されたニーズや目的（推奨保有期限における解約返戻金の価額、商品のリスク・プロファイル、商品の収益性、解約ペナルティの存在、サステナビリティの特性、の5つ。）の1つ以上と合致するものであった。 - 情報収集のプロセスの包括性と最終的なアウトカムとの間には限定的な相関が認められたのみで、また、正式な助言、訪問時間の長さ、顧客のアウトカムの間には何ら相関が認められなかった。
今後の対応	• EIOPAは、保険セクターでは初となる今般の調査の結果を踏まえ、以下のような対応が可能であると考えている。 - ステークホルダー・エンゲージメント：コンプライアンスの水準の違いやアウトカムの差異が生じる根本的な理由をさらに理解するため、業界のステークホルダーや消費者団体を対象とする追加的な調査を行うこと。 - ターゲットを特定したフォローアップ：EIOPAが各国の監督当局と議論し、具体的な施策を検討すること。 - 将来的な政策措置：販売プロセスの簡素化や消費者のアウトカムの改善などに焦点をあて、政策措置を検討すること。

インプリケーション：本調査は、顧客本位の業務運営が引き続き監督当局にとって重大な関心事項であり監督テーマの一つであることを示す事例であると考えられる。前述の記事Bにおける論点も含め、日本の保険セクターにおいても、顧客本位の業務運営の領域でより一層の取組みが行われることが期待される。

（参考）EIOPA ‘EIOPA publishes the results of the first coordinated mystery shopping exercise in the EU’s insurance sector’

D: EIOPA、2025 年上半期の金融安定レポートを公表（6 月 19 日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2025年上半期の金融安定レポートを公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

全般	• マクロ経済と市場リスク - 米国による相互関税の一時停止は、楽観的な見方を高めたものの、不確実性を払しょくするには至っていない。米国は、欧州連合（EU）にとって最大の貿易相手国の一つであり、一連の関税や報復は、欧州の経済にネガティブな影響を及ぼすものとなる。 - 防衛については、欧州がその支出を増加させる必要があることがより一層明白となり、EUおよび国レベルで、様々な施策が打ち出されている。防衛にかかる支出の増加自体はポジティブなものとなり得るものの、大きな変革をもたらすもの（game changer）とはなり得ない。 - これらのことは、欧州経済がインフレの収束に向けたプロセスに入っていること、また、成長
----	--

	の鈍化を示すものとなっている。他方で、長期金利は依然として高く、債券や株式市場は、関税の影響を反映してリスクを評価している。 - 保険会社については、特に、国際的に展開しているビジネス・ラインや貿易保険と関連するビジネス・ラインは、関税の問題に影響を受け得る可能性がある。 • 気候リスク、サステナブル・ファイナンスおよび自然災害 - 2024年において、グローバルの自然災害にかかる損害填補（insured losses）の額は1,400億米ドルに達し、また、自然災害による経済全体の損失は3,200億米ドルであった。欧州では、洪水による被害が大きかった。 - 自然災害の強度と頻度が高まる中、EIOPAと欧州中央銀行（ECB）は、EUの官民再保険スキームと公的災害基金の立ち上げを検討している。 • サイバー・リスクと保険セクター - 地政学リスクは、サイバーの脅威の主要なドライバーとなっている。保険セクターにとっての金融安定上の影響は、サイバー保険の引受リスク（サイバー保険のプライシングを誤るリスク）とサイバー・レジリエンス（サイバー・イベントが保険会社の財務に影響を生じさせるリスク）であると考えられる。 • 規制の改正 - EIOPAは、規制の簡素化と監督上の負担の軽減の必要性を優先事項として認識している。
欧州の保険セクター	• 市場の動向 - 2024年の総保険料収入は、生命保険で前年比+13.8%、損害保険で同+8.3%と、それぞれ大きく成長した。2022年初頭から続いていたユニットリンク型の商品の下降トレンドは、高いシェアを有する少数の保険会社の業績を反映して、2024年には反転した。 • 流動性 - 保険会社の流動性資産比率は安定的に強固な水準にあるものの、欧州経済領域（EEA）内の国でその水準は大きく異なる。生命保険の解約・失効率は、過去3年間で0.5ポイント増加しており、その一因として、金利の上昇が保険契約者の解約を促したことも考えられる。 • ソルベンシー - 保険会社の資本の水準は、EEA内の国でばらつきがある。2024年末のSCR比率は、生命保険会社で230%、損害保険会社で214%であった。合算ベースで見ると、ドイツ（-31.9ポイント）、チェコ（-27.0ポイント）、エストニア（-19.4ポイント）などの国が中位値から大きく乖離している。
欧州の再保険セクター	• 市場の動向 - 再保険料について、損害保険の再保険料は、不動産関連の保険を中心として、引き

	続き上昇傾向にある。生命保険および健康保険の再保険料は、2024年には反転して上昇基調となった。 - 収益性 - EEAの再保険会社の収益性は、全体的に改善した。特に、ノンプロポーショナル・ビジネスのコンバインド・レシオ（中位値）は、保険料収入の増加を主因として、79.3%から69%に低下している。 - EEAの再保険会社のバランスシートは、資産運用収益と引受収益により、強固なものとなっている。
リスク評価	- 低金利が長期にわたって継続したことを主因として、生命保険会社の資産ポートフォリオの約25%はオルタナティブ資産が占めている。金利が安定した現在においても、（特に生命）保険会社は、依然として、オルタナティブ資産への投資を積極的に行っている。その理由として、高リターンへの追求のほか、分散効果の享受、インフレのヘッジ、市場のボラティリティの影響の緩和等が考えられる。 - 地政学リスクが高まる中、例えば、EUは米国のクラウド・システムに依存していること、EUは国家が支援するサイバー攻撃の標的となりやすいことなどから、オペレーショナル・リスクやサイバー・リスクも高まっている。 - 保険監督当局は、家計の可処分所得の減少による保険引受の減少、再保険ビジネスの混乱、物理的リスクや移行リスクへのエクスポージャーの高まりを、最も重要なリスクとして認識している。

インプリケーション：自然災害にかかるプロテクション・ギャップ、サイバー・リスク、オルタナティブ資産への投資（がもたらす金融安定リスク）の3つが欧州の保険セクターにおける主要なマクロのテーマであると考えられる。日本においても同様の懸念が存在する自然災害にかかるプロテクション・ギャップについては、欧州における官民再保険スキームや公的災害基金にかかる議論の動向を注視していくことは重要であると考えられる。（資産集約型再保険の利用を通じた）オルタナティブ資産への投資については、より密な監督が行われることが期待される。

（参考）EIOPA ‘EIOPA tells insurers and pension funds to remain vigilant about their exposure to geopolitical and macroeconomic risks’

E: FSB、ノンバンク商業用不動産投資家の脆弱性にかかるレポートを公表（6月19日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「ノンバンクである商業用不動産投資家の脆弱性」と題するレポートを公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

本レポートの目的	本レポートは、債券もしくはエクイティの形態で商業用不動産（CRE）を仲介し、それらをバランスシート上で保有し、もしくは、CREの所有者や開発者に資金を提供するノンバンク投資家の脆弱性を評価するもの。
CRE市場の規模	CREの資金調達（「CRE市場」と言う。）の規模は、グローバルで少なくとも12兆米ドルと推計される。国・地域別では、米国が6兆米ドルと最も大きく、次いで、英国およびドイツが1.5兆米ドルの規模を有する。それらは、主要な国のGDPの合計の24%を、また、金融資産の総額

	の4.1%を占める規模となる。
CRE市場に対するエクスポージャー	- CRE市場に対して最大のエクスポージャーを有するのは銀行であり、その規模は約8.5兆米ドルと推計される。その他、REITs（上場もしくは非上場のクローズド・エンドの投資ビークルであるエクイティREITsやモーゲージREITs）、（オープン・エンドもしくはクローズド・エンドの）不動産ファンド、金融会社、ストラクチャード・ファイナンス・ビークル、保険会社、年金基金、プライベート・ファンド等が、ノンバンク投資家としてCRE市場に資金を提供している。 - 銀行とノンバンクは、不動産ファンドやREITs、CRE証券化資産の保有を通じて、CREに対して間接的なエクスポージャーを有しており、それが複雑な仲介のチェーン（intermediation chains）を作り出している。 - 不動産ファンドやREITsには、保険会社や年金基金、銀行などの機関投資家のほか、リテールや非金融セクターの投資家が投資している。
ノンバンクCRE投資家の脆弱性	- 不動産ファンドやREITsについて、ノンバンクCRE投資家には以下の3つの脆弱性がある。 - いくつかのオープン・エンド型の不動産ファンド（および潜在的には非上場のREITs）にかかるポートフォリオの流動性と償還の頻度の間のミスマッチ - 高いレバレッジを有するいくつかのREITsや不動産ファンド（レバレッジの利用にかかる再調達のニーズを含む） - ノンバンクCRE投資家のバランスシートにおける資産・負債の評価における不確実性と損失の認識の遅延 - 上述の脆弱性に加え、ノンバンクCRE投資家やCRE市場における損失は、複雑な相互関係を通じて、銀行に伝播する可能性がある。 - ノンバンクCRE投資家の財務上のレバレッジは、NBFISectorの他のエンティティのレバレッジよりも高い傾向にある。その資金の最大の出し手は銀行である。レバレッジは、ノンバンクCRE投資家の損失、および、ポジションの流動化（レバレッジの解消）のチャネルやカウンターパーティ・チャネルを通じて、伝播ショックを増幅し得る。

インプリケーション：CRE市場の潜在的なシステミック・リスクについて、マクロプルデンシャル、ミクロプルデンシャル双方の観点から適切なモニタリングが行われることが期待される。

（参考）FSB ‘Vulnerabilities in Non-bank Commercial Real Estate Investors’

F: IAIS、2025 年上半期のグローバル保険市場レポートを公表（6 月 26 日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、2025年上半期のグローバル保険市場レポート（Global Insurance Market Report：GIMAR）を公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

グローバルのマクロ金融の動向	2024年にはインフレは緩和し、グローバルの経済成長は3%で安定していたものの、2025年における貿易を巡る緊張の高まりは、市場を不安定化させ、市場に対する信頼を揺るがしている。先進国の経済は、公的債務の増加と金利の上昇に直面しており、同様に、新興市場国の経済は、インフレのリスクに苦闘し、また、債務負担を高めている。
-----------------------	---

	金融市場の混乱は、増幅されたフィードバック・ループや波及効果を生じさせ、実態経済や主要な産業セクターに悪影響を及ぼし得る。こうした力学は、保険会社のバランスシートの両側にリスクをもたらす、資産の評価をゆがませ、資産運用からの収益を低減させ、負債の管理を複雑にする。経済の不安定さは、特に、長期の保険商品の料率の設定に課題をもたらす。
保険会社の財務の状況	保険会社のオペレーション上のパフォーマンス（ソルベンシー、流動性および収益性）は、全体としては安定している。他方で、金利の低下やスプレッドの拡大、ソルベンシー・ポジションの悪化の影響を受けている保険会社もあるほか、配当の支払いや自社株買い、非流動資産での運用の増加、市場のボラティリティの増大によって、流動性ポジションが悪化している保険会社も存在する。
2025年のGMEのフォーカス領域	- IAISの2025年のグローバル・モニタリング・エクササイズ（GME）のフォーカス領域は、①保険会社の資産および負債の管理に影響を与える地理経済の分断、②保険会社のプライベート・クレジット投資の増加、③保険会社によるAIの利用とガバナンス、の3つ。それぞれについての状況は以下のとおり。 - 地理経済の分断の主な影響 - 信用リスク：スプレッドの拡大やデフォルトの増加は、保険会社の債券ポートフォリオに影響し得るほか、調達コストの増加は、債務の持続可能性の懸念を高め得る。 - 為替リスク：為替レートのボラティリティの高まりは、ALMのコストを増大させ得る。また、通貨のミスマッチはそのリスクを増幅させ得るほか、ヘッジ・コストは収益に影響し得る。 - 保険引受リスク：貿易の緊張や地政学上の混乱は、グローバルのサプライ・チェーンに影響を及ぼし、事業中断保険や船舶保険の保険金支払い請求の増加につながり得る。インフレの圧力は、保険金の支払い額に影響し得る。 - プライベート・クレジットへの投資の主な影響 - 信用リスク等：プライベート・クレジットは変動金利で組成されることが多く、金利上昇時には、借り手のサービシング・コストの増大により、クレジット・イベントが生じるリスクが高まり得る。また、保険会社は、集中リスクやカウンターパーティ・リスクにも直面し得る。 - 流動性リスク：プライベート・クレジットに投資する保険会社の流動性リスクは高まり得ることから、流動性の確保と流動性リスクの管理の強化が不可欠となる。 - AIの利用とガバナンス - 保険会社は、AIのガバナンスやリスク管理を高度化する必要があるほか、AIが資産の評価や保険引受リスクに与える影響を検討する必要がある。 - その他のリスク - 保険会社は、サイバー・リスクがオペレーショナル・レジリエンスに与える影響に留意する必要があるほか、サイバー・リスクの引受にかかるリスク管理を高度化する必要がある。

インプリケーション：プライベート・クレジットへの投資、AIガバナンス、サイバーに関連するオペレーショナル・リスクと保険引受リスクは、いずれも、保険会社の財務の健全性およびオペレーション、ならびに、金融安定に大きな影響を与えうるものである。保

険会社には、ガバナンスやリスク管理を引き続き高度化することが期待されるほか、リスク・ベースでの監督が強化されることも必要であると考えられる。

(参考) IAIS ‘IAIS mid-year Global Insurance Market Report 2025 reflects insurance sector resilience’

G: ESAs、ESG ストレス・テストにかかるガイドライン（案）を公表（6 月 27 日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、9月19日を期限として、銀行と保険会社の財務ストレス・テストにおけるESGリスクの取扱いにかかるガイドライン（案）を市中協議に付した。本ガイドラインは、監督上のストレス・テストへのESGリスクの統合において一貫性を確保することを目的とするものである。
- 同案において示された、ESGリスクのストレス・テストにかかる要件の概要は以下のとおり。

目的	- 監督当局は、監督上のストレス・テストの枠組みを設計する際、すべてのESGリスクとその進展の可能性を勘案し、また、当該枠組みに対するESGリスクの関連性を継続的に検討すべきである。 - 監督当局は、ESGストレス・テストを行う際、①資本および流動性の水準のレジリエンスのテスト、②戦略やビジネス・モデルのテスト、という2つの異なる種類のストレス・テストがあることを勘案し、その目的を正しく定義すべきである。 - 監督当局は、最も関係し、影響を及ぼすリスクを特定するため、マテリアリティ評価に基づくリスクベース・アプローチを採用するとともに、特定された重要なリスクのうち、どのリスクをストレス・テストの対象とするかを決定すべきである。 - 監督当局は、まずは気候および環境リスクを優先するなど、ESGストレス・テストの実施について漸進的なアプローチを採用すべきである。 - 監督当局は、ESGの要素を全体的なストレス・テストの枠組みに完全に統合することを目的とすべきである。 - 監督当局は、可能な範囲で、ESGストレス・テストが金融セクター間の相互関連性や伝播効果を捉えていることを確保すべきである。
原則とメソドロジー	- 監督当局は、対象とするポートフォリオ、セクター、地域および活動を明確に定義すべきである。 - タイムホライズンは、ストレス・テストの目的と整合したものであるべきである。例えば、財務上のレジリエンスを評価する場合には、5年以下の短期・中期的な時間軸を、戦略やビジネス・モデルのレジリエンスを評価する場合には、10年超の長期的な時間軸を設定すべきである。 - 監督当局は、ストレス・テストの目的に照らして、ストレス・シナリオを選定すべきである。また、可能な場合には、監督当局は、複合リスクや副次的な影響を考慮すべきである。 - 監督当局は、トップダウンおよびボトムアップそれぞれのアプローチのメリットを評価すべきである。ボトムアップ・アプローチを用いる際、監督当局は、明確なメソドロジーの枠組みを構築すべきである。

	監督当局は、ポートフォリオ、セクター、地域、カウンターパーティ、リスク・カテゴリー等について、適切な粒度でストレス・テストを行うべきである。
組織とガバナンス	- 監督当局は、十分な人的および物的なリソースがストレス・テストのプロセスに配賦されることを確保すべきである。 - ストレス・テストの結果の正確性、一貫性および信頼性を検証するため、厳格な品質保証のプロセスが設けられるべきである。 - 監督当局は、ストレス・テストのプロセスを通して、金融機関との適切な対話を行うべきである。 - ESGストレス・テストの結果は、可能な範囲において、例えば、リスク評価や資本の十分性の検証など、より広範な監督上のプロセスに統合されるべきである。

インプリケーション：欧州の金融監督当局は、漸進的なアプローチを提唱しつつも、ESGストレス・テストが全体的なストレス・テストに完全に統合されることを期待している旨を表明している。金融機関には、それを念頭に置き、ストレス・テストの実施方法等について検討を進めていくことが期待される。

（参考）EIOPA ‘ESAs launch consultation on how to integrate ESG risks in the financial stress tests for banks and insurers’

H: EIOPA、生物多様性リスクの管理にかかるレポートを公表（6月30日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、「保険会社による生物多様性リスクの管理に関するレポート」と題する報告書を公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

本レポートの位置付け	本レポートは、ソルベンシーIIのリスク管理の枠組みの一環としての、保険会社による生物多様性リスクの特定、計測および管理の実務と課題をとりまとめたもの。
主な発見事項	- 市場における有望なプラクティス - 生物多様性に関し、保険会社は、何を保険会社にとってのエマージング・リスクとして特定するか、戦略的にどのように対応する必要があるか、取締役会において生物多様性のリスクに対する認識をいかに高めるか、を目的とする取組みを行っている。 - 他方で、先進的な取組みを行っている保険会社もいくつかあるものの、保険会社による生物多様性のリスクの特定、計測および管理は、特に、保険引受活動において、未だ早期の段階にある。 - 生物多様性のリスクは、風評リスクとしてとらえられる傾向があるものの、ソルベンシーIIの下での生物多様性のリスクの評価は、風評リスクに留まらず、そのマテリアリティを評価することを求めるものである。 - ほとんどの保険会社は、生物多様性を、重要ではあるもののエマージングなリスク、すなわち、保険活動への財務的な影響を具体的に計測することが困難なものとしてとらえている。最も認識されているリスクは、運用資産へのネガティブな影響である。 - いくつかの保険会社は、サステナビリティ・リスク計画（特に、ガバナンスの領域）において、潜在的な生物多様性のリスクに言及している。他方で、ORSAでは、そのマテリアリ

	ティの評価にかかる証拠は限定的にしか記載されていない。 - 潜在的に重要な生物多様性のリスクを特定するための課題 - それらの課題は、リスクを特定するためのキャパシティの不足（データの制約等）、生物多様性のリスクの複雑さなど、多岐にわたる。 - 気候変動のリスクとの境界の不明確さ - 生物多様性のリスクは、単に気候変動の文脈のみで評価されるべきではなく、保険会社は、生物多様性に固有の、また、時に、地域に固有のリスクが潜在的に存在することを認識すべきである。同時に、ダブル・カウントを回避するためにも、生物多様性のリスクの評価が気候変動のリスクの評価と一貫したものであることを確保する必要がある。
EIOPAが対応すべき領域	- EIOPAは、現時点において、以下の取組みが必要であると考えている。 - 効果的なアクションを特定することを目的とした、EUの監督当局や政策立案者との協力の強化 - 気候変動と生物多様性の関係を整理するための取組み - キャパシティ・ビルディング

インプリケーション：生物多様性リスクの管理は、多くの保険会社にとって、未だ初期的な段階にある。他方で、監督当局は、一定程度、定量的な評価を行うことを期待していることが伺える。グローバルにおいて現実的なプラクティスが構築されていくことが期待される。

（参考）EIOPA ‘EIOPA notes positive early steps by insurers in addressing biodiversity risk but calls for stronger collaboration in key areas’

I: IAIS、AI の監督にかかる適用文書を公表（7月2日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、「AIの監督にかかる適用文書（application paper）」を公表した。（※一般的に、IAISの適用文書は、新たな監督基準を定めるものではなく、特定のテーマや領域における現行の保険基本原則（Insurance Core Principles：ICPs）の適用に際しての考え方を提供するもの。）
- 同文書において示された、AIの文脈での現行のICPsの適用に際しての主な考え方等は以下のとおり。

目的と定義	- 本適用文書は、AIシステムがリスクを増幅させる、もしくは、AIシステムの利用によってもたらされる固有の特性に対応する上で追加的なガイダンスを提供することが有用と考えられる領域に焦点をあて、AIシステムが保険のバリュー・チェーンの中で利用される範囲において、監督当局が「保険基本原則（ICPs）は保険会社や保険仲介者にどのように適用され得るか」を検討する上での考え方を提供するもの。 - AIシステムの定義については、OECDの「AI原則（Recommendation of the Council on Artificial Intelligence）」における以下の定義を参照する。 - AIシステムとは、明示的または黙示的な目的のために、実環境または仮想環境に影響を及ぼす、予測、コンテンツ、推奨または決定などの出力（outputs）をどのように生成するかを、受け取った入力内容から推論する機械ベースのシステムを言う。実装後の自立
--------------	---

	性と適応性の水準は、個々のAIシステムによって異なる。
スコープ	本適用文書は、①ガバナンスと説明責任、②頑健性、安全性およびセキュリティ、③透明性と説明責任、④公正性、倫理および救済、の4領域を対象とする。（※現行のICPsの適用に際し、それぞれの領域において考慮し得る事項の概要は以下のとおり。）
ガバナンスと説明責任	- リスク管理体制：保険会社および監督当局は、各統制機能（control function）のスキル、リソースおよびケイパビリティが、AIシステムの進化の程度や利用の水準と整合しているか否かを定期的に評価すべきである。 - 企業カルチャー：AIのリスク管理にリスクベース・アプローチを用いる際、取締役会は、公正で倫理的なアウトカムをもたらす企業カルチャーを促進すべきである。 - 人による監視と管理責任の配賦：取締役会および経営陣は、例えば、AIシステムのライフサイクルにわたる責任を定義し、AIシステムのリスク等を理解できる、適切な水準の基礎的な専門性を有することを確保し、人による実効的な監視（人による監視の限界に対応することを含む。）を行うべきである。 - サードパーティのAIシステムとデータの利用：保険会社は、AIシステムの利用について、サードパーティを適切に管理するとともに、サードパーティの集中リスクにも留意すべきである。 - 追跡可能性と記録管理：監督当局は、保険会社が、AIシステムの教育やコンテンツの生成のプロセスにおいて使われるデータのソースを追跡できるメカニズムをどのように実装しているかを評価すべきである。
頑健性、安全性およびセキュリティ	- 頑健性：保険会社は、サンプル・テスト、ベンチマーキング、感応度分析、ストレス・テスト等の手法を用いてAIシステムのパフォーマンスを定期的に評価する場合、それらのテストの厳格さと頻度の水準において、AIシステムが潜在的にもたらす影響を反映すべきである。 - 安全性とセキュリティ：保険会社は、例えば、サイバーセキュリティ・リスクについて、潜在的なサイバーの脅威に対してより先進的なセキュリティ上の措置を講じるべきである。また、保険会社は、事業の継続性を維持するため、バックアップと復旧のための実効的なソリューションを有しているべきである。
透明性と説明可能性	- 保険会社は、利用しているAIシステムのアウトカムを理解可能かつ透明な形で説明することができるべきである。 - 保険会社は、AIシステムの信頼性を改善し続け、また、AIシステムが何らかの状況下で十分な信頼を提供できない場合には、フェイル・セーフを確保するよう設計する、もしくは、人による介入を行うべきである。
公正性、倫理および救済	- 公正性の文脈におけるデータ・マネジメント：保険会社のデータ・マネジメントのプロセスは、顧客のデータを公正でない方法で用いることに対して統制をかけるものであるべきである。 - AIシステムにおける推測される因果関係（inferred causal relations）：リスクの高いAIのユース・ケースについて、保険会社は、論理的な説明を行い得る明確かつ透明な方法で、暗黙的な（implied）AIシステムの推測を定期的に抽出し、文書化するプロセスを構築すべきである。

	る。そうした文書化は、暗黙的な因果関係が期待や保険会社の戦略的な目的と整合しているか否かについて、実効的な検証や議論を行うことを可能にするものであるべきである。 • AIシステムのアウトカムのモニタリング：保険会社の方針やプロセスは、例えば、より説明可能なAIシステムの利用、また、リスクの高いAIのユース・ケースによるモデルのアウトカムを評価するための公正性の指標の利用等、AIシステムの利用にかかるガバナンスやリスク管理の施策を盛り込んだものであるべきである。 • 苦情等に対する適切な救済のメカニズム：保険会社は、苦情等の処理にかかる、実効的で、公正で、透明な救済のメカニズムを有するべきである。そのメカニズムは、消費者が、AIシステムにおいて使われている情報やデータを更新し、補足し、もしくは、修正できることを確保するものであるべきである。 • より高い粒度でのリスクのプライシングが社会に与える影響：保険会社および監督当局は、より高い粒度でのリスクのプライシングが特定の脆弱な集団にとって保険料が非常に高額なものとなるような帰結への対応を検討し得る。
--	---

インプリケーション：本適用文書は、内容的には、概ね、OECDのAI原則や欧州連合（EU）のAI法¹に近いものであると見受けられる。IAISの適用文書は新たな監督基準を設けるものではないものの、各国・地域の監督当局が現行のICPsの適用に際して参照する文書であることから、本適用文書は、AIの領域における監督上のアプローチのクロスボーダーでのコンバージェンスに向けて、一定の意義のあるペーパーであると考え得る。いずれにせよ、保険会社には、AIの利用にかかるガバナンスやリスク管理体制を整備し、運用するとともに、責任あるAIの利用を実践していくことが求められる。また、監督当局には、そのような観点から保険会社を適切に監督していくことが期待される。

（参考）IAIS ‘The IAIS publishes Application Paper on the supervision of artificial intelligence’

¹ それぞれの概要については、デロイト トーマツ「AI regulation in the financial sector: How to ensure financial institutions’ accountability」を参照。<https://www.deloitte.com/jp/ja/Industries/financial-services/perspectives/japan-opinion-ai-state-of-play-in-insurance-regulation.html>

執筆者

小林 晋也／Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービシーズ

デロイト・トーマツリスクアドバイザリー合同会社

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301